

令和3年度

**第16期第12回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和4年3月15日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和4年3月15日(火) 午前10時から10時20分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 研修室

議題

- 1 議案1 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 2 議案2 三重県資源管理方針に係る令和3管理年度のくろまぐろ(小型魚、大型魚)の知事管理漁獲可能量の変更について
- 3 その他事項1 資源専門家委員会の開催について
- 4 その他事項2 次回の委員会日程について

出席委員

浅井利一 矢田和夫 掛橋 武 小川和久 藤原隆仁
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男
古丸 明 木村妙子 千田良仁 大倉良繁 木村那津子
斜体字: Web出席

欠席委員

なし

事務局

事務局長 林 茂幸
主幹 増田 健
主査 藤原由紀

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)
(資源管理班)
課長補佐兼班長 勝田孝司

傍聴者

なし

計 19 名

○浅井会長

それでは、ただいまから第12回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数15名中、Webによる出席を含め出席委員が15名全員ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第12条に基づき議事録署名者として、掛橋委員と古丸委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、議案1「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料1をご覧ください。

1-1ページにありますようにこのことについて、令和4年3月4日付け農林水第24-1082号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第16条第5項の規定で読み替える第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。今回は、令和3管理年度のくろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量の変更についての諮問です。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（勝田課長補佐兼班長）

1-1ページが諮問書、1-2ページが変更後の内容、1-3ページが新旧対照表です。

変更の内容について、1-4ページをご覧ください。今回の諮問は令和3管理年度のくろまぐろの小型魚について、令和3年4月から令和4年3月末に係る知事管理漁獲可能量についての再配分、追加をするために変更しようとするものです。くろまぐろに係る漁獲可能量については、直近では大型魚の採捕枠について県留保7.6トンのうち5トンと、定置漁業13.1トンのうち5トンの計10トンを小型魚と交換し、小型魚の県留保3.9トンと合わせた合計13.9トンを定置漁業とその他漁業に再配分することについて、2月の海区委員会に諮問し、答申を得たことから再配分を行っています。再配分の内容は1-5ページの2月17日現在枠の数量です。くろまぐろの漁獲状況は小型魚では定置漁業とその他漁業での漁獲が1月に入った頃から急速に積み上がったため、管理措置を厳しくしたところですが、2月に入ってからも漁獲は続いていました。一方で大型魚の漁獲実績の積み上がりは低い状況でした。このため、県の配分枠を有効に活用するため、漁獲実績が少なかった大型魚の県留保2.6トンについて、国に対して小型魚と交換する仲介を要請し、了解が得

られました。今回の変更は小型魚について、交換で増加した 2.6 トンをその他漁業に再配分（追加）するものです。大型魚につきましては、県留保枠の減少であることから知事管理漁獲可能量の変更はありません。都道府県別漁獲可能量の記載部分の変更のみとなります。今回の再配分の結果、小型魚の再配分後の残量は定置漁業 5.9 トン、中型まき網漁業 9.1 トン、その他漁業 4.9 トンとなります。この残量であれば枠を超えることはないであろうと考えています。

ただし、今回の再配分後、県外で操業する船から大型魚が釣れ始めたとする報告がありましたので、次の議案で対応を相談させていただきます。

説明は以上です。よろしくご審議ください。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

（意見なし）

○浅井会長

それでは、議案 1 については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案 1 については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案 2 「三重県資源管理方針に係る令和 3 管理年度のくろまぐろ（小型魚、大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 2 をご覧ください。2 - 1 ページにありますようにこのことについて、令和 4 年 3 月 4 日付け農林水第 24 - 1083 号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第 16 条第 5 項の規定で読み替える第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

令和 3 管理年度のくろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量について、項目を満たす場合に限り知事管理区分の漁獲可能量を融通、変更することについて、事前に承諾を得るための諮問です。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。
事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（勝田課長補佐兼班長）

2－3ページをご覧ください。今回の諮問は令和3管理年度（くろまぐろ：令和3年4月から令和4年3月末）に係る知事管理漁獲可能量について、県に配分された漁獲可能量を有効に活用するために本日開催の海区委員会終了後から、管理期間が終了する令和4年3月31日までの間に限り、知事管理区分間、いわゆる漁業種類間の数量の融通、変更について事前に承認を得ようとするものです。

令和3管理年度のくろまぐろの漁獲状況は、前年にみられた春季の定置網での小型魚の急な漁獲の積み上がりもなく、夏から秋季の養殖用種苗の採取では必要数量が概ね確保されるなど、順調に経過してきました。しかし、年末頃から小型魚の採捕が急激に増加したことから、県への配分を有効に活用するため、大型魚と小型魚を交換するなどにより対応してきたところです。

海区委員会に対しても、変更にあたってはその内容についてご意見を伺ってきたところですが、令和3管理年度が終了する令和4年3月31日までの間に急な漁獲の積み上がりにより変更の必要が生じた場合、海区委員会への諮問が間に合わなくなります。

このため、令和4年3月31日までの期間に変更する内容について、鳥羽市以南の関係漁協の同意を得た場合に限り、変更することを事前にご承認いただきたく、今回諮問させていただきます。

なお、変更について了解をいただき、変更した場合については直近の委員会にて報告させていただきます。県外に出漁している漁船からの大型まぐろの漁獲情報や小型魚の急な漁獲の可能性もありますので、それらに対応したいと思います。

よろしくご審議ください。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明について何かご意見はありませんか。

○委員

（意見なし）

○浅井会長

それでは、議案2については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

ありがとうございます。全員異議がないようですので、議案2については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、その他事項1「資源専門家委員会の開催について」事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料3をご覧ください。愛知県から第10回資源専門家委員会の開催について、今年も書面開催とする旨の通知がありました。専門家委員会の委員である秋山委員には資料が届けられ、すでにコメントを提出いただいています。書面会議の結果は、改めて報告させていただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進めます。

その他の事項2「次回の委員会日程について」事務局より説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

次回委員会

4月26日(火)10時から 三重県勤労者福祉会館6階 研修室
議題(案)

- ・令和4年度放流効果実証事業に係る業務実施計画について

○浅井会長

ありがとうございました。

これもちまして委員会を閉会いたします。